

令和元年第7回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和元年8月30日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和元年8月30日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西村隆雄

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1) 会計年度任用職員制度の導入について（協議）

(2) 三重県熊野市との友好都市協定締結について（協議）

| | |
|------|------|
| 町長 | 三村裕史 |
| 副町長 | 内田充 |
| 教育長 | 林保 |
| 総務部長 | 宗條勲 |

| | |
|--------|-------|
| 総務部次長 | 堀野辰夫 |
| 地域振興課長 | 西川伸一郎 |
| 財務課長 | 桐木和義 |

【総務部・民生部】

(3) プレミアム付商品券について（報告）

(4) 幼児教育の無償化の実施について（報告）

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 三村裕史 |
| 副町長 | 内田充 |
| 教育長 | 林保 |
| 民生部長 | 時光良弘 |
| 総務部長 | 宗條勲 |
| 民生部次長 | 西岡隆司 |
| 総務部次長 | 堀野辰夫 |
| 子育て・健康推進課長 | 佛圓至裕 |
| 財務課長 | 桐木和義 |
| 地域振興課長 | 西川伸一郎 |

【建設部・総務部】

(5) 東部地域防災センター（仮称）に係る基本設計について（協議）

| | |
|-----------|------|
| 町長 | 三村裕史 |
| 副町長 | 内田充 |
| 教育長 | 林保 |
| 建設部技術担当部長 | 林武史 |
| 建設部長 | 沖田浩 |
| 危機管理監 | 貞永治夫 |
| 総務部長 | 宗條勲 |
| 教育部長 | 横山大治 |
| 建設部次長 | 堂森憲治 |
| 建設部技術次長 | 桑垣誠 |
| 総務部次長 | 堀野辰夫 |
| 教育部次長 | 隼田雅治 |

| | |
|-------------|---------|
| 財 務 課 長 | 桐 木 和 義 |
| 危 機 管 理 課 長 | 花 岡 秀 城 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 榎 並 正 和 |

【教育部】

(6) 教育委員会事務・点検評価報告書について（報告）

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長 | 内 田 充 |
| 教 育 長 | 林 保 |
| 教 育 部 長 | 横 山 大 治 |
| 総 務 部 長 | 宗 條 勲 |
| 総 務 部 次 長 | 堀 野 辰 夫 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 榎 並 正 和 |
| 財 務 課 長 | 桐 木 和 義 |
| 教 育 指 導 監 | 元 永 圭 一 |
| 教 育 指 導 監 | 斉 藤 弘 樹 |



8. 案件

【総務部】

- (1) 会計年度任用職員制度の導入について（協議）
- (2) 三重県熊野町との友好都市協議締結について（協議）

【総務部・民生部】

- (3) プレミアム付商品券について（報告）
- (4) 幼児教育の無償化の実施について（報告）

【建設部・総務部】

- (5) 東部地域防災センター（仮称）に係る基本設計について（協議）

【教育部】

- (6) 教育委員会事務・点検評価報告書について（報告）

【議会】

- (7) 議員の派遣について（協議）
- (8) その他

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 9時28分)

○議長（大瀬戸） おはようございます。

議員の皆様方、また、執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を、全員協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件3件、協議案件3件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど、議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

皆様からさまざまな御意見をいただきながら、円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまことにありがとうございます。

案件説明の前に、予算の公表日の変更について御報告いたします。

予算、補正予算のプレス発表日、解禁日を次回の9月定例会分から変更させていただきたいと思います。今までは、基本的に議会開会後の発表としておりましたが、少しでも早く町民にわかりやすい情報の公開、発信を行うことが必要であるとの考えから、議会開会1週間前の発表に変更させていただきたいと思いますので、議員の皆様方には御理解、御協力賜りたいと存じます。

本日は、協議3件、報告3件について、御説明させていただきます。

まず、協議事項の1件目、「会計年度任用職員制度の導入について」でございます。

臨時職員等、非常勤特別職の任用形態の変更に伴う内容及び条例制定につきまして、協議をさせていただきます。

協議事項の2件目は、「三重県熊野市との友好都市協定締結について」でございます。

友好都市協定の目的や今後の取り組み等につきまして、協議をさせていただきます。

協議事項の3件目は、「東部地域防災センター（仮称）に係る基本設計について」で
ございます。

基本設計の案ができましたので、その内容につきまして、協議をさせていただきます。
また、当該防災センターに接続する避難路の整備につきましても合わせて説明いた
します。

次に、報告事項の1件目、「プレミアム付商品券について」及び2件目、「幼児教育
の無償化の実施について」でございます。

両事業とも10月から始まりますので、事業の実施方法など、概要を説明いたします。
報告事項の3件目、「教育委員会事務・点検評価報告書について」でございます。

平成30年度における事務の管理及び執行についての点検、評価結果を御報告いたし
ます。

以上の6件でございます。

各案件につきまして、議員の皆様方の御理解、御支援を賜りますよう、お願い申し上
げます。

それでは、よろしく申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、早速、協議会に移ります。

諏訪本議員。

~~~~~〇~~~~~

○7番（諏訪本） 今、町長から説明された件なのですが、補正予算をだから議決を得な
いで1週間前ということなのですか。ちょっとそこがよくわからなかったのですが、
お願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（内田） 町長ただいまの提案を申し上げましたのは、議案ができて、それ
を今現在も議会に提出をする前ということで、報道機関の議会提出といっても実際
には、議案等が議会が開会されたとき、同時にお渡しをさせていただいておりました。

実際には、県内の中でこれを行っているのは安芸郡の町村だけであると。どこの自治
体においても、もう既に前もって公表して、その後にそれを住民のほうに公表して、

議会の中で審議をしていただいて、その決まったものがまた、これは最終的にはまた御報告はございませんが、議会の中ではその辺についてまた審議をしていただくことになるのですけれども、これは当然のことながら議会のほうの御審議をいただいたものが予算になると。当然のことながら、修正もしくはその内容について取り消し等もあるかも知れません。そのときにはその内容になります。

ただ、これについては新聞の中に出るかどうかは新聞社のほうの取り扱いになりますのでそれはわかりませんが、一日も早く住民の方にも予算をお見せさせていただきたいというのもありまして、今回の提案になっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） だから、要するに承認を得ないで、だから案の段階のものを住民の方々に早く知らせるという意味合いなのですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 協議案件に移ります。

協議案件 「会計年度任用職員制度の導入について」執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） それでは、「会計年度任用職員制度」の導入につきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。

お手元の資料1をごらんください。

最初に、1の導入の趣旨でございますが、現在、臨時的任用職員、特別職非常勤職員として任用しております非正規雇用の職員でございますが、一般事務、教育、子育てなどさまざまな分野で活躍しており、本町においては約120名の非正規雇用職員が町の重要な担い手として、日々業務に従事しております。

こうした実態から、臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保が求められるところでございますが、これまでは法の適用に当たって、制度上不明確な面があり、各自治体によって任用・勤務条件に関する取り扱いがさまざまな状況でございました。

こうしたことから、任用根拠を明確にし、非正規職員の適切な運用を確保するため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、来年4月に「会計年度任用職員制度」が新たに導入されることとなっております。

続きましてその右、2、導入のポイントでございますが、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するため、そして、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度を導入し、非正規職員の処遇改善を図る点でございます。

処遇改善の面でのポイントでございますが、会計年度任用職員制度では、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する整備を行うものでございます。

続きまして、中段の3、会計年度任用職員制度についてをござらんください。

左側の枠の上段部分でございますが、現在、地方公務員法第3条第3項第3号を根拠として任用しております「特別職非常勤職員」でございますが、来年度からは、任用条件が厳格化されることから、学校医や産業医、学校薬剤師などの職種は、引き続き「特別職非常勤職員」の身分を有します。青い部分となります。それ以外の学校講師や介助員、放課後児童支援員など約80名は、原則、会計年度任用職員へ移行するものでございます。緑の矢印となります。

その下、臨時的任用職員の部分でございますが、こちらにつきましても、任用条件が厳格化されることから、現行の「臨時的任用職員」約40名につきましても、原則、会計年度任用職員へ移行するものでございます。緑の矢印となります。

次に、中央中段の会計年度任用職員の枠の部分でございますが、任用期間は1会計年度以内でございます。

また、会計年度任用職員制度は、1週間当たりの労働時間が常勤職員の勤務時間である38時間45分と同じか短いかを基準に、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員とに区分されます。右側の緑と青の矢印となります。

なお、会計年度任用職員は、地方公務員法に定められております守秘義務や、職務に専念する義務、政治的行為の制限、信用失墜行為の服務規程が適用されますので、違反した場合には、懲戒処分の対象となるものでございます。

次に、右側の枠をござらんください。

会計年度任用職員は、勤務時間に応じて、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員に区分されますが、本町では、会計年度任用職員の業務内容や他

市町の状況などから、短時間勤務となるパートタイム会計年度任用職員への移行を予定しております。

公民館長等、職員を指揮し施設の管理、運営に当たる臨時職員につきましては、会計年度任用職員制度での任用が難しいため、別制度での任用を検討することといたします。

パートタイム会計年度任用職員の任用要件としましては、1週間の勤務時間が常勤職員の勤務時間である38時間45分より短く、支給内容としましては、報酬、期末手当、時間外勤務手当などでございます。

続きまして、下段4、パートタイム会計年度任用職員の身分、給付をごらんください。最初に、身分でございますが、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員でございます。

任期につきましては、1会計年度内の任用で最大1年、再度の任用も可能となっております。

次に、募集方法でございますが、現在の任用実績を踏まえながら、原則公募により募集を行ってまいります。

次に、勤務日数・勤務時間でございますが、勤務日数は、常勤職員と同等か、それ以下、勤務時間は1日7時間45分未満を原則とする短時間勤務制となります。

次に、給付の種類でございますが、基本となる報酬、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬、期末手当などがございます。期末手当でございますが、1週間の勤務時間が15時間30分以上で任期が6か月以上の会計年度任用職員に対して、一般職員に準じて支給を行うものでございます。

次に、休暇等につきましては、年次休暇、夏季休暇など国の基準と同等の付与を予定しております。

続きまして、各種保険等につきましては、法定の条件に基づきまして、引き続き適正に加入をしてまいります。

次に、条件つき採用でございますが、会計年度任用職員につきましても常勤職員同様に条件つき採用の期間を設けるものでございます。期間は、一般職員は6か月でございますが、会計年度任用職員は1か月とするものでございます。

次に、営利企業の従事制限でございますが、パートタイム会計年度任用職員は、短時間勤務のため、業務に支障のない範囲内の兼業が可能となっております。

最後に、懲戒処分についてでございますが、正規職員同様、服務違反がある場合には、懲戒処分の対象となるものでございます。

なお、会計年度任用職員への移行に伴う財政的な負担額でございますが、これまで支給対象となっていなかった期末手当の支給分などで、令和2年度は約1,500万円の増加を見込んでおります。

最後に、5、制度移行に伴うスケジュールでございますが、令和元年9月定例議会におきまして、会計年度任用職員の報酬や費用弁償、期末手当等に関して必要な事項を定めた「パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案」を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。その後、10月から庁舎内向けの説明を行い、12月定例会へその他関連条例案を提出させていただき、来年の1月には、会計年度任用職員の募集を開始、3月定例会に新年度予算案を提出させていただいた上で、来年4月に会計年度任用職員制度に移行するものでございます。

会計年度任用職員制度の導入についての説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。質疑はございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この会計年度任用職員制度についてなのですが、臨時職員などの期末手当の支給が可能となるということで、この期末手当の支給ができるものとするというふうにお聞きをしております。それによって今御説明にありましたように、熊野町においては令和2年度の予算1,500万円を見込んでいらっしゃるということですので、必ず支給をするというふうにとめてよろしいのでしょうか。それとも、財政状況によっては支給をされないこともあるというふうに捉えられるところもあるというのを伺っておりますので、その辺をちょっと確認したいのですけれども。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） これはもう支給するということが条例規定を行うことといたしておりますので、必ず支給するということになっています。


~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 「三重県熊野市との友好都市協定の締結について」御説明いたします。

資料2をごらんください。

資料右下に、熊野市の位置図をつけてございます。熊野市は、三重県の南部に位置し、奈良県と和歌山県に接しており、平成16年に世界遺産となった「紀伊山地の霊場と参詣道」への登録資産が市内に散在しております。そのうち、いわゆる熊野古道は、伊勢神宮から熊野三山への参詣ルート「伊勢路」が市内を縦断しております。

広島から熊野市への最短のアクセスは、名古屋から特急列車に乗り継ぐルートで、名古屋からの所要時間は約3時間となります。

友好都市協定を締結する動機となりました、熊野市と本町との関係について、御説明いたします。資料左上からとなります。

まず、本町の名称の由来でございますが、平安時代の熊野盆地はアキノクニ・アキノコオリのヤクマノサトに含まれておりまして、いつしかヤクマノサトの「ヤ」が脱落し「クマノサト」と称されるようになり、熊野信仰の影響もあって、現在の「熊野」の字を充てるようになったとされてございます。

次に、その熊野信仰でございますが、熊野神社は全国で4,700以上あるようでございますが、本町の熊野本宮社は、社伝によりますと、平安末期の1181年に紀州の熊野本宮大社から勧請したと伝えられております。

また、本町と、熊野市を含む熊野地方とのかかわりでございますが、農閑期、あるいは労働力に余裕のある農家では、若者が大和の国・吉野地方に赴き、高野山等の登山者の手助けや紀州熊野川の木材運搬などで出稼ぎをし、帰途、奈良地方で筆や墨を仕入れ、行商していたとされております。熊野に筆づくりがもたらされたのは江戸時代後期でございますので、それよりもかなり前から熊野地方とは深い人的交流があったことを物語っております。

熊野地方とのこうした歴史的な関係性を踏まえ、さらには、全国に1,718団体ある市町村の中で、熊野市と本町だけが地方公共団体の名称に「熊野」を用いるといった因縁から、昨年3月、町長が熊野市長を表敬訪問し、これを契機に相互交流が始まり、本年3月の町制施行100周年記念式典に、市長を来賓としてお招きするなど、交流を深めてまいりました。

昨年の豪雨災害に際しましては、発災3日後の交通麻痺状態にある中、市長みずから長時間かけて支援物資を持参いただきました。

また、避難所用の食糧、避難所運営支援のための職員の派遣に加え、市長や市職員のほか、市の呼びかけに応じた一般市民からも支援金をいただいたところがございます。

交流を始めて1年半と、期間としては短いものの、非常に密度の濃い交流によって、よい友好関係、信頼関係を築くことができいております。

資料には記載しておりませんが、本年1月には熊野町女性会が熊野市を訪問され、住民団体と交流されております。

次に、熊野市の概要を若干紹介いたします。

まず、市の沿革でございますが、歴史への登場は非常に古く、8世紀の前半に完成した日本最古の歴史書『日本書紀』に、市内にある世界遺産、「花の窟」の記述があるということでございます。この場所は、当町の熊野本宮社や、紀州の熊野本宮大社の祭神のうち、「イザナミの命」が埋葬されたとされている神域でございます。

また、近世では、紀州徳川藩の直轄領として奥熊野代官所が置かれ、熊野地方一帯の政治、経済の中心地としてにぎわったということでございます。

昭和29年、8町村合併で市制を施行、平成17年には、隣接する紀和町との対等合併により新「熊野市」が発足しています。今年是新市制14年となります。

市の各分野の情勢、いわゆる市勢でございますが、人口は1万6,811人、面積は本町の10倍相当の373平方キロメートル。森林が約9割を占めております。

産業構造は、第一次産業8%、第二次産業17%、第三次産業75%。本町は自動車製造や筆関連事業所への就業者が多いため、第二次産業は36%強でございます。産業構造の面ではこの点が熊野市と大きく異なっております。

熊野市の第一次産業は、かんきつ類の栽培などの農業、漁業、製材など。第二次産業は食品加工、木製品製造、自動車関連のプラスチック製品製造など。第三次産業は旅館、農林水産物販売、観光関連などとなっております。

観光面は、先ほど説明いたしました世界遺産を中心に多くの観光資源がございます。

特産品では、那智黒石、熊野地鶏、新姫という新種のかんきつ類、さんまずし等がございます。那智黒石は、和歌山県的那智勝浦や那智の滝あたりの特産と一般的に思われがちでございますが、熊野市でのみ採掘される堆積岩の一種であり、基石の黒石やすずりなどに加工されております。

市の本年度の一般会計当初予算は、124億円。主要な施策は、過疎・少子高齢化対応、観光・スポーツ集客、特産物の振興、防災対策などとなっております。

以上のような歴史的なつながりや交流の実績、両市町の特色や社会資源を踏まえ、両市町の交流の一層の深化を図り、さまざまな連携施策を推進するため、友好都市協定の締結について協議を進めているところでございます。

その目的ですが、近世以前の紀州熊野地方を舞台とした先人による交流の歴史があり、同じ「熊野」を地方公共団体の名称とする両市町が、産業、観光、文化、スポーツ、防災等の諸施策を連携、協力して展開し、広く国内外に情報発信することにより、両市町のブランド力の向上、地域課題の解消及び住民間の交流を促進する。と、現時点ではこのように整理をしております、熊野市との協議により成案を得てまいりたいと考えております。

協定締結式は、令和元年11月1日（金）に予定しております、両議会の議長の立ち合いのもと、両首長が協定書に署名し締結する運びとなります。

次の参考1に、熊野市が既に締結しておられる友好都市等を掲載しております。

三重県熊野市との友好都市協定の締結についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。質疑はございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 三重県熊野市の方については、今年の災害時に本当に大変お世話になりました。避難所に何度も訪れましたけれども、被災者の方も大変心強く頼もしく、本当にありがたかったということを伺っております。

この友好都市協定目的の中に、防災等の諸施策の連携協力というのがあるのですがけれども、防災面でちょっと具体的に、できればどういった協力をということを考えていらっしゃるのかお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） これは、今後の両市町間の協議に基づいて、具体的なものを決めて

いくということになります。このたびの災害でも支援いただきましたような物資の相互提供であるとか、あるいは熊野市さんは三重県全般的にそうでございますが、やはり台風被害が多い地域でございますので、タイムラインといたしまして台風が近づいてくる、例えば1週間前にはこういったことをする、3日前にはこういったことをするといったような、そういったタイムラインがきちんと整備されておりますので、そういったところもちょっと勉強させていただくとか、そういった面で防災力の向上について熊野市さんのいろいろなお知恵もいただきたいというふうに考えております。

これから、具体的に協定締結後に決めていくということになるかと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 職員の派遣というのはいちよとと考えてないのですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） これも、また締結後ということになるかと思うのですけれども、短期的な支援というのは当然できますし、ただ、こういった災害の職員派遣につきましては、基本的には総務省のルールにのっとりた広域的な派遣体制というものが確立されておりますので、原則はそういった制度に基づいて短期的に派遣をしていくと。

中長期的には、例えば技術者の派遣、このたびも熊野町も鈴鹿市さんとか伊勢市さんのほうから職員を技術者派遣していただきましたので、そういった相互協力は当然ながら行っていくことになるかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 被災者の方からも今回大変にお世話になりましたので、くれぐれも熊野市に何か起こった場合には、熊野町からもしっかりと力のかしてあげていただきたいという声も多数伺っておりますので、そのための研修、職員のまた能力向上のためのそういったことを力を入れていただいて、ぜひとも熊野市さんのほうにも職員さんを派

遣していただいて、力になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 友好都市協定の目的の中で、地域課題の解消というものがあるのですが、具体的にどういうものを指しておるのかをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 特に、この地域課題が特定の課題を指していることではなくて、今もございましたように防災力の向上であるとか、例えば産業の振興であるとか、さまざまな両市町にとって地域課題がございますので、それをこの協定締結後のいろいろな諸施策で補完しあうような体制をとっていければということで、このような表現をさせていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、熊野市との友好都市協定締結については、引き続き熊野市との協議を進め、両市町のブランド力の向上が図られるよう要望し、まとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただき、次の協議に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。

執行部の入れかえとなります。

~~~~~○~~~~~

（執行部入れかえ）

(休憩 9時58分)

(再開 9時59分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件 「プレミアム付商品券について」 執行部から説明を受けたいと思います。
時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） それでは、熊野町プレミアム付商品券事業について、お手元の資料3により御説明をさせていただきます。

初めに、1、目的でございますが、本年10月から予定されている消費税、地方消費税10%への引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としております。

次に、2、対象者等ですが、対象者は、町民税非課税者と子育て世帯となります。町民税非課税者は、平成31年1月1日時点で熊野町に住民登録されており、平成31年度分町民税が課税されていない人です。町民税が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受けている人は対象外となります。

子育て世帯は、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子供が属する世帯の世帯主が対象となります。

申請方法ですが、非課税分は、まず、町から郵送される「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」に必要事項を記入押印の上、民生課へ提出していただきます。申請書の提出があった方に、後日、購入割引券を郵送いたします。

子育て世帯分につきましては、申請の必要はなく、対象者に直接購入引換券を送付いたします。

なお、町民税非課税世帯者分と子育て世帯分の両方の要件に該当する方は、両方が対象となります。同一世帯に対象となるお子さんが複数いらっしゃる場合も、お子さんの人数分の購入引換券を送付いたします。

次に、3、事業実施期間は、非課税分の申請期間を令和元年8月20日から令和2年1月31日までとしております。商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月28日まで、商品券の使用期間は令和元年10月1日から令和2年3月31日までとしております。

4の対象見込者数は、非課税者分は、3,613人としておりますが、今後、未申告者が申告されればふえる可能性がございます。子育て世帯分は、9月30日までの出生の見込みを含めて550人と見込んでおります。

続いて、5、購入限度額についてですが、商品券は、500円の10枚つづりで1冊当たり5,000円分を4,000円で販売いたします。一人当たり最大5冊購入可能となっており、5冊購入した場合、プレミアム補助額は5,000円、プレミアム率は25%となります。購入は、5冊を一括でも、必要数を分けてでも購入することができるようにしております。

6の商品券の販売方法ですが、町から郵送された「熊野町プレミアム付商品券購入引換券」を販売場所へ持参し、購入していただきます。

販売場所は、資料右側の上段7、商品券の販売場所のとおり、熊野郵便局、熊野西郵便局と販売契約の準備をいたしております。また、夜間、休日でも購入できるように、現在大型店を対象に商品券の販売店舗を募集しているところでございます。

次に、8の実行委員会でございますが、本事業は、事業の一部を熊野町プレミアム付商品券事業実行委員会において実施いたします。実行委員会のメンバーは、熊野町商工会及び熊野町で、実行委員会を実施する主な業務内容は、商品券の作成、参加店舗の募集、事業の広報、参加店舗及び使用者への対応、商品券の管理、発送などとなっております。

次に、9、商品券の使用可能店舗につきましては、本日、8月30日を締め切りとして募集を行っており、8月28日時点での、参加店舗数は、大型店9店舗を含め48店舗となっております。

また、締め切り後についても申請があった場合は追加で受け付けることとしております。

続いて、10、商品券の取り扱いでございますが、商品券の使用に当たっては、つり銭は出ません。また、商品券は他の商品券やプリペイドカード等、換金性の高い商品購入の際は使用できないこととなっております。たばこや電気、ガス、水道料金、家賃等も対象外となります。

次に、11の商品券の換金でございますが、加盟店が実行委員会が指定する金融機関、こちらはちょっとおととい決まったのですが、県信さんということになっております。こちらのほうで手続を行い、振込にて換金を行います。なお、換金手数料は無料とし

ております。

次に、12の財源負担でございますが、国庫支出金にて10分の10負担で、事業費は商品券の販売収入を除きまして3,889万6,000円を見込んでおります。

最後に、13、プレミアム商品券の使用までの流れでございますが、流れを参考までに掲載しておりますので御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について、質疑があればよろしくお願ひします。質疑はありませんか。ありませんか。

山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） この限度額というのは、無制限ですか。無制限いうよりもこの該当対象見込み者数が非課税者が3,613人、子育て世帯が550ですよね。その掛けの限度額というのはどうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） 購入限度額は、国の負担ということですか。国は、この見込みを超えても補助申請は精算してできる、大丈夫です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、プレミアム付商品券については、事業を適切に実施していただくよう要望し、次の報告に移りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 報告案件 「幼児教育の無償化の実施について」、執行部から説明を受けたいと思います。

時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） それでは続きまして、幼児教育・保育の無償化の実施につきまして、

お手元の資料4により御説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨と目的でございますが、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えることを趣旨として、令和元年5月10日付で、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることとなりました。

今回の無償化の目的といたしましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みて実施するとともに、もう一点は、子育て家庭における幼児教育の負担軽減を図ることで、少子化対策を図るという観点から実施をするものでございます。

次に、2の実施時期でございますが、先ほど趣旨説明の中でも申しましたが、本年10月に予定されております消費増税の実施時期に合わせ、令和元年10月1日から無償化を実施するものでございます。

続いて、3の対象者でございますが、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児と、それから、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児が対象となります。ただし、幼稚園、認定こども園の教育部門につきましては、年度途中の入所であっても、入園時に満3歳であれば無償の対象となります。

次に、4の対象となる施設・サービスでございますが、3の対象となる幼児、乳児が幼稚園、認定こども園、認可保育施設、認可外保育施設を利用する場合に無償となります。ただし、通園送迎費や給食費、諸費などは、これまでどおり保護者の負担で、直接施設のほうに納めていただくこととなります。

無償化の内容につきましては、こちらの表に示すとおり利用する施設ごと、また保育の必要性の有無に応じて、無償化の内容がそれぞれ異なっております。

なお、保育の必要性の有無については、保護者の就労・就学や親族の介護、保護者本人の疾病等の一定の事由により、保育の必要性の有無を確認し、その状況と利用施設に応じた区分をもとに認定をすることとしております。

次に、5の財源負担でございますが、こちらの表のとおり、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となります。ただし公立保育所については、これまでどおり町が10分の10の負担となっております。

なお、消費税の増収分により地方財源も確保できると言われておりますが、今年度につきましては、消費税増税後の初年度で増収の影響が不明確なため、町の負担額増分につきましては、国の臨時交付金として全額財源措置されることとなっております。

6の無償化に伴う今後のスケジュールでございますが、7月から順次、各施設に対して制度の内容と手続について説明を行っており、その後は施設を通じて保護者の方へ周知をしております。

今後は、無償化の概要等について、町広報9月号に掲載するとともにホームページ等で、広く町民に周知することとしております。

また、9月議会におきまして、「熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案」を提出させていただくとともに、保育所運営一般事務事業及び保育所運営事業に係る補正予算案を提出させていただく予定としております。

このうち条例改正につきましては、保護者の負担となる給食費のうち、主食についてはこれまでも各施設が徴収しておりましたが、おかずやおやつなどの副食費についても、今後は各施設が直接徴収できるようになるよう改正するものでございます。

その他、無償化となる保育所利用料の取り扱いなどを定めるため、関係規則の改正を行い、10月1日から無償化を実施する流れとしております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 確認なのですが、延長保育や病児保育については、無償化の対象にならないと伺っていますが、間違いはないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 議員からの御指摘のとおり、病児保育・延長保育等は対象になっておりませんので、それは確認しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） この令和元年度については、全額国費なのですが、それ以降についてどこの自治体も不安を抱えているということを伺っているのですが、どのようにお考えでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 時光民生部長。

〇民生部長（時光） まだまだ地方消費税の増税がどの程度影響するかというのを、まず半年ありますので、半年といいましても入るのが来年なのですが、そこに期待するしかないとはそれしか言えないかなと思っております。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。  
民法議員。

〇11番（民法） この申請に必要な手続等は、この今後のスケジュールに書いてあるホームページに掲載するということで、必要な手続書類等はそれに掲載されるということでよろしいのですか。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（佛圓） 既にもう通園されている方については、お知らせのほうをしております、手続が必要な方については順次、今現在も募集受付をしております。ですので、今後手続が必要な方というのは、もう大体既に出ておりますので大丈夫かと思っております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それでは、10月から実施される、幼児教育・保育の無償化の概要については承知いたしました。本件については、9月定例会において関係議案が提出

されますので、改めて審議することとし、次の協議に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。

執行部入れかえでございます。

~~~~~○~~~~~

(執行部入れかえ)

(休憩 10 時 14 分)

(再開 10 時 15 分)

~~~~~○~~~~~

○議長 (大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

協議案件 「東部地域防災センター (仮称) に係る基本設計について」 執行部から説明を受けたいと思います。

林建設部技術部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長 (林) それでは、協議案件の「東部地域防災センター (仮称) の基本設計」につきまして御説明いたします。

資料 5-1 をごらんください。

項目番号 1、要旨でございます。今回の協議では、本町が東部地域に新たに整備する「東部地域防災センター (仮称)」の基本設計 (案) を、ワークショップで地域住民と対話しながら、策定いたしました。また、当センターへの北側の避難路 (町道三村岡隠田線の拡幅) の整備につきましては、関係地権者の承諾が得られましたので、今後、設計を進めてまいります。

続いて、項目番号 2、設計概要です。

まず、(1) 東部地域防災センター (仮称) の整備についてでございますが、基本設計 (案) は、設計者及び町職員、萩原・城之堀・初神・新宮の東部地域の自治会長を含めた地域住民の代表者、自主防災組織等の地域住民や熊野第二小学校、熊野高等学校の児童・生徒とワークショップを計 4 回開催し、対話しながら策定いたしました。

なお、ワークショップの運営につきましては、防災や建築計画の知見が深い、設計プロポーザルの審査委員を務めていただいた東北大学大学院の小野田教授、及び広島大学防災減災研究センターの田中教授などの協力を得ながら進めてまいりました。

次に、基本設計の具体的な内容について御説明します。

資料の5-2をごらんください。「東部地域防災センター（仮称）の基本設計（案）の概要」でございます。

項目番号1、施設の概要ですが、前回5月の全員協議会で御説明した概要についての変更はございません。

次に、項目番号2、建築物の配置図について御説明します。

図1につきましては、プロポーザル案でございます。

建物の配置につきましては、プロポーザルの審査委員から、車の動線が建物の中を通り抜けるのは危険であるなどの御意見を踏まえ、設計者と協議を行い、図2のとおり基本設計における建物の配置を決定いたしました。

図3につきましては、県道側から望んだ建物のイメージ図でございます。

続いて、項目番号3、平常時における施設機能について御説明いたします。

平常時においては、従来の東公民館の機能を有しつつ、さまざまな世代の地域住民が利用できる地域コミュニティの場として、また、防災教育、防災訓練、自主防災組織の活動拠点として活用できるよう、居室を配置いたしました。

左側の1階平面図をごらんください。中央には、事務室を配置し、入り口付近にエントランスロビーとボランティアビューロを配置し、左側には、地域カフェやキッズコーナーを設け、イベント広場と一体的に利用できる空間にすることで、多世代の地域住民が気軽に立ち寄り、憩える場といたしました。そのほか、講義室、フリースペース、屯所、防災備蓄倉庫、屋外トイレを計画しております。

次に、右側の2階には、防災ホール、ステージを配置し、交流ラウンジと一体となって地域コミュニティの場として利用いただけるようにしております。また、個室として、畳コーナーとしても開放できる和室も配置しております。

なお、2階の調理室については、8月に開催したワークショップ等の意見を踏まえ、エレベーターまでの動線を配慮するなど、現在、調整を行っており、内部の間取りについては、一部変更が生じる可能性がございます。

続いて、項目番号4、非常時における施設機能について御説明します。

左側の1階平面図をごらんください。

まず、「ペット同伴の避難者エリア」として、図面の右側、講義室を利用し、テラスを隣接させることで外部から直接アクセス可能としております。隣接するフリースペースもペット同伴の予備スペースとして想定しております。

次に、「乳幼児世帯エリア」については、キッズコーナーや地域カフェを利用し、乳幼児世帯の避難に配慮し、おむつ交換室や授乳室を隣接して計画しております。

「災害ボランティア活動拠点」は、ボランティアビューロを利用し、また通路に面して雨にぬれない建物の軒下空間は、トリアージエリアとして、トリアージや支援者・物資の受付を行うこととしております。

さらに、上の階への避難がスムーズに行えるよう、県道瀬野呉線からのメインルート付近にスロープを計画しているとともに、サブルート側からの利用者のアクセスにも配慮いたしました。

次に、右側の2階につきましては、中央付近の防災ホールや交流ラウンジなどを「一般避難者エリア」として、図面上側の個室となる和室を特別な配慮が必要な避難者が利用する「要配慮避難者エリア」、また、乳幼児世帯の2階への避難を考慮し、授乳スペースを設けることにしております。

避難者は、当初想定していましたが、1階と2階を合わせ一時的に500人程度を収容できる指定避難所として計画しております。

基本設計の内容につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5-1にお戻りください。

資料の中ほど、項目番号2、設計概要の(2)避難路整備についてでございます。

東部地域防災センターへの避難ルートは、現在、県道瀬野呉線の1本しかなく、当センターへの北側からも避難や救助活動等ができるようにするため、避難路として町道三村岡隠田線を拡幅し、当センターへつなげる計画をしていたしました。このたび、拡幅に必要な関係地権者のおおむねの承諾が得られましたので、9月議会で測量費及び設計費の補正予算をお願いし、実施設計を進めてまいりたいと考えております。

計画の概要についてでございますが、資料の5-3をごらんください。

今回の避難路として整備を行います町道三村岡隠田線は、緑色の枠の中を黄緑色でハッチングしております。東部地域防災センターの建設予定地の上側、方位的には北側に位置する、狭隘な町道でございます。

位置図で御確認いただけるとおり、現在防災センター建設予定地に接続する道路は、南側にあります黄色い線の県道瀬野呉線しかありません。今回の防災センター整備に合わせて、災害時に新宮・初神地区から円滑な避難ができるよう、赤色で着色しました現道幅員が約2メートルの区間につきまして、延長220メートル、幅員5メ

ートルで拡幅整備し、南北両方向から乗り入れが可能となるように計画しております。

この整備のため、今年度の事業費といたしましては、測量費が600万円、設計費が1,000万円、合計1,600万円を予定しております。

続きまして、資料5-1にお戻りください。

資料の下側の項目番号3、今後の予定についてでございます。

まず、東部地域防災センターの整備につきましては、この基本設計（案）をもとに今年度中に実施設計を行い、令和2年度に1年をかけ工事を実施し、令和3年度の梅雨時期前の6月に開館できるよう進めてまいります。

次に、避難路整備につきましては、9月議会で補正予算の御承認がいただけた後、測量及び設計を発注し、今年度中にこれらを終わらせ、来年度に用地買収と工事を実施し、3月の供用開始を目指してまいります。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 先ほど、最後のほうで道路を拡幅するというお話がございました。それはやはり、災害時等に県道側からも、またほかの道からも入れるためだと思うのですが、それに対して前回も少し話が出ましたように、駐車場が40台程度というのは余りに少ないのではないかと。

資料5-2左上の図面等を見させていただきましても、駐車場に対して図面上の右側です。緑に塗られているので、緑地帯等かとは思いますが、スペースが大分余っていると。その部分も駐車場等で整備されたほうが先々困らないのではないかと考えるのですが、その点を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） 駐車場40台のことについてお話しします。

今回の東部地域防災センターについては、常時がコミュニティセンターとして、非常

時には避難所としてということで、今常時については公民館の2倍程度とっておりますので、常時については問題ないかと考えております。

議員さんがおっしゃられるように、避難時にはある程度激甚的な災害がございましたら、大雨時多くの車が来られる。そうしたら、避難できない人もおられるのではないかという御質問だと思いますけれども、今現在は、高齢者や身体に障がいがあっても車を使えるような方を優先的にお願いしていこうかなど。

健常者については、原則徒歩で来ていただきたいということで促していただきたいと。そうは言っても、大雨時に車を利用したいという方は多くいらっしゃいますので、近くであれば東部の健康センターとか町民会館とか利用できますので、そういうことで対応させていただければと。

あと、緑地帯というところなのですが、ある程度の駐車場をいっぱいいっぱいとして、のり面とかになりますので、今限界的には40台ということで設計させていただいております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかに、山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 2点お願いしたいと思います。

一つは、今町道の拡幅、避難路を考えていらっしゃいますけれども、この赤線だともしできるならちょうど初神中央線のほうに出るような道路をやっぱり確保しておかないと、このまるきり意味がないような感じがするのです。

それともう一点、建物なのですけれども、この1階のイベント広場、それで最終的には避難のときの炊き出しのスペースというのはエリアがあるのですけれども、ここのところを何か日よけができるようなものを簡易的なもの、取り外しができるようなものを考えていただければ。

なぜかという、今みらい交流館のところの中庭に大きな園庭があるのですけれども、その園庭がかなり日差しがきつくて、そこで夏休みなんか子供を遊ばそうと思うと、非常に暑くてできない。そこに日よけか何かフックがあって、かけるようなものがあれば、非常にまた利用価値が上がるのかなというように思うのですけれども。

例えばだから、このイベントをなさるときでもそういうところを考えながら、少し設

計のほうに手を加えていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） まず、町道の拡幅の件、私のほうから答弁させていただきます。

資料5-3です。この赤い線がこのたびの拡幅計画の箇所になりますけれども、この図とこの道路は色は塗ってないのですが、左側にずっといっていただいて橋があるのですけれども、その先がやはり狭隘な町道になっております。こちらにつきまして、避難路計画ではなくして一般の道路の拡幅改良工事ということで、今計画しておるところでございます。これでスムーズに初神中央線のほうには出られるという計画をもっておるところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） もう一点質問の、イベント広場にやっぱり日差しが強いので日よけをしたらどうかという御質問なのですが、今2階のほうに、先ほどちょっと技術部長のほうから説明がありましたけれども、ちょっと調理室とエレベーターが今離れているので、ちょっとその近くにしたいほうがいいのではないかという御意見を8月上旬のワークショップでいただきましたので、今その点をちょっと配置を見直しています。

その見直しの一環として、今資料5-2の右上のほうにテラスというところがあるのですけれども、外に出られる空間で軒下ができるような屋根が出ているところで、人が歩ける空間なのですけれども、それを今イベント広場のほうまでちょっと延ばすような形で日が入ってこないようにはちょっと考えているところではあります。

全体的に日よけができるようにというのは、ちょっと今から詳細設計をしていきますので、貴重な御意見だと思っておりますので、その点ができるかどうかは詳細設計のほうで詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~  
○14番（山野） その一般道としての拡幅というのは、いつごろの予定を考えてらっしゃるのか。この完成と同時にできることなのかどうかということと、できるだけ固定的なもので余りかっちりしたものでなくても日よけの分はいいと思うのですけれども。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部次長（堂森） 一般で拡幅を考えておる部分つきましても、この9月補正のほうで予算のほうをお願いいたしまして、この完成に合わせるべく進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術担当部長（林） やっぱり先ほど言われたテントです。やっぱり先ほどのひさしに延ばしてきたところに、フックにひっかけてつけるようにして簡単なテントがひっかけるようなものをちょっと考えていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○14番（山野） よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（中島） 先ほどの山野副議長とちょっとダブりますけれども、今の赤で拡幅予定の5メートルの件なのですけれども、県道側のほうの入り口、一般的に考えられるのがこの図面で言うならば左側の赤が切れたところ。それから、北側でいうやっぱり赤が切れたところから県道に向かうところ。ここらあたりの道路の幅員は、ここは5メートルにする理由というか、既存の道路との関係性をちょっと知りたいのですが。大丈夫でしょうか。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 見るたびに、大変心配をしております。

サイクロンのような高気圧なのか低気圧なのか台風なのかよくわからない平面図をしておりますが、立面図もバビルの塔と申しましたけれども、坪単価からすると150万円ぐらいの単価のようでございますけれども、東京オリンピックの前の単価でございますので、きのう実はこの設計者の女性の方にお会いしました。研修会の後。若い、やる気満々でございます。

そういうチャンスを与えられることは、大変立派な町だなと私は感謝するのですが、ただいかに心配するのは、財源でございます。この財源のものはいかがでございますか。95%国の支給があるのでございますか、どうでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術次長（桑垣） 今回、昨年度の災害で激甚災害となりましたので、都市防災事業というメニューに乗っかっておられる事業となっております。補助率としては2分の1でございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 建物自体が4億5,000万円ですから、地元負担2億2,000万円とって半分程度は町の負担と。土地については、いかがでございますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部技術次長（桑垣） 用地費については、3分の1でございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） となりますと、2億円と確か6,000万円ぐらいでしたか、土地が。ということになると、3分の1で4億5,000万円、2億5,000万円余りということになるかと思うのですが、3割方部長も上がるかなという単価を想定されていらっしゃるようでございますけれども、この建物の位置出しをするだけでも目が舞うようでございまして、一度この事務所は東京単価を知っておられるでしょうから、それで試算をいただいて、昨日もようよう頼んだのですが、金がない町でございまして、できるだけコストは下げて雨漏りはしないような設計をお願いしております。

そのあたりもしっかりとフォローをいただいて、町の宝になるかお荷物になるか、この方向づけはやっぱりリーダーである執行部の役目でございます。しっかりコントロールしていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） 今回、東部防災センターは避難所としても利用していた東公民館のほうがイエローになった。また、東公民館は老朽化したということで避難所と公民館施設が必要ということで、もともとであれば文科省の施設ということで公民館だったら補助がない中、今回激甚災害ということで補助も活用できるということで約半分、建物としては。用地は3分の1ということで活用しているので、どちらにしろつくらないといけない施設だと考えていますので、そこはしっかりと補助がとれるように頑張っていきたいと思います。

また、基本設計の中で、ある程度概算費用をはじいております。今まだボーリングして地盤の状況は確認しておりますが、結構想定どおりぐらいの地盤が出ているのではないかと今考えておりますので、基本設計の中で概算をはじいたら、一応4億5,000万円税抜きですけれども、その中でおさまるような感じには考えております。

引き続き、詳細設計に向けてその予算管理というところは徹底して進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 旧建物の扱いもちよっと出ましたものですから、前の特別委員会でも御提言しておりますが、一時避難所というのは非常に大事なのです。高齢化すれば、100メートルも200メートルも逃げられないのです。御近所の近隣の方がさっと逃げられて一晩は命が助かる場所、各地域に必要であると。

そういう意味では、今の東公民館は確かにイエローゾーンです。ただ、建物が壊れるだけの後ろの山ではないです。土砂崩れは一部あると思いますけれども。

ですから、あの建物を残されて、御近所の方の一時避難所という考え方も必要かと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 東公民館の跡地利用のことについてというふうに思っておりますけれども、やはりイエローゾーンの中にあるというのは議員御指摘のとおりだと思います。そこに避難していただくということは、建物自体は何とか大丈夫というふうなことも対策すればできると思いますけれども、やはりイエローゾーンの中に避難をするという考えは、町のほうとしては推奨できないというふうに思いますので、そこを一時避難場所としての活用というのは、やはりしないほうが良いというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） もう一度避難の仕方を根本的に積み上げてください。一晩その場で命だけを助ける場所、次は長期の避難の場所、長期の場合は私ども研修で受けましたが、こういう施設に長くいると感染症とか疲労が出て、2次被害になるのです。

それから、町内のこのエリア、大きい家が多いですから民家に入っていて、長期的にはこれもあり、町民のコミュニティも一つの財産の時代です。そういう視点でも壊すも急がれずに、しっかり避難計画を根本から積み上げてください。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~


谷川のほうについては護岸については県のほうが災害復旧をしていただいております。来年度までに完成させると。町のほうにいたしましては、河川にたまった土等を今除去しているような状況です。

その上流部のほうには、国と県のほうで砂防堰堤をつくっていただく予定になっておりますので、かなり氾濫することは低減されると思います。

三谷川に今回破堤して、今回東部地域防災センター建設予定地のほうに水が来た原因としては、三谷川の下流側のほうは築堤といいまして、田んぼが低くて上に盛り土をしていて石を張っている。そこから、今橋を渡ってというほうは掘り込みといいまして、掘ってやっているので、普通は地盤が高い状態なので、ある程度ちょっと被害を受けても浸水するような原因ではございません。する可能性は低いということでございます。

下のほうについては、やっぱり築堤なので、1回崩れるとそこへ全部水が行くので、そこについてはしっかり整備していただくのと、一部弱いところもございまして、そこについては県のほうが護岸を管理しておりますので、しっかり今要望を挙げている最中でございますので、その点でもう大分孤立という可能性は少ないかなと。

もう一点です。では、孤立した場合どうかとか、浸水してきたらどうなのだという点がございましてけれども、今回の施設は防災センターということで、避難者第一優先ということが考えがございまして。避難する施設の防災ホールというところに主な方を避難していただくようになっていくのですけれども、2階に主要な避難施設を設けていますので、万が一100年か200年に1回かわかりませんが、なった場合にもそこで安心して、一応避難していただけるような場所を空間として2階のほうの設けていただかせております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） ちょっと図の2なのですが、ちょっとこの駐車場40台と書いてあるのですが、これは搬入されるトラックのちょっとこの車の道路をどういふのですか。クランクになるような状況で書いてあるのですが、道幅どのぐらいなのですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術担当部長（林） 今これクランクみたいになっていますけれども、道幅としましては6メートルで、ここにもあります40台と書いてありますところのイベント広場の間です。配置図を見ていただくと。そのところが通り抜けができるようになっていますので、真っすぐ。

~~~~~○~~~~~  
○11番（民法） 駐車場の車がなければ。

~~~~~○~~~~~  
○建設部技術担当部長（林） この配置図2を見ていただきたいのですが、この中の駐車場と書いてあるところとイベント広場と書いてあるところがございます。この間が通路になっていますので、ここは臨時駐車場ということになっています。ふだんは車をとめなくて、台数が多く必要なときにはとめるようにしていますので、そのところを通って物資等は運ぶようにしている状況です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただくことも要望し、また、利用者の視点に立ち、非常時の防災拠点、平常時の地域コミュニティ施設として活用できる施設を建設していただくよう要望し、まとめとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにまとめさせていただき、次の報告に移りたいと思います。

暫時休憩します。

再開は11時、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~  
(休憩10時48分)

(再開11時00分)

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件 「教育委員会事務点検・評価報告書について」 執行部から説明を受けたい  
と思います。

横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） それでは、教育委員会から、「教育委員会事務点検・評価報告書
（平成30年度事業）」につきまして、御説明させていただきます。

資料6をごらんになってください。

1ページをお願いいたします。

この報告書でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条
の規定に基づきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執
行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提
出するとともに、公表しなければならない」とございます。こちらに基づきまして作
成したものでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

熊野町教育委員会が平成30年度に主要施策と位置づけました7事業について、去る
7月11日に「熊野町教育委員会・評価委員会」を開催し、3名の評価委員から意見
を聴取いたしまして、8月5日に開催されました「令和元年度第8回熊野町教育委員
会定例会」へ提出し、本日、町議会全員協議会で報告させていただくものでございま
す。

3ページをお願いいたします。

教育委員会の自己評価及び評価委員による評価は、対象事業ごとに、4段階で総合評
価を行いました。「A」は期待以上である。「B」は期待どおりである。もしくは引
き続き事業を継続する必要がある。「C」は期待以下である。「D」は抜本的な見直
しが必要であるの以上4段階での評価でございます。

点検・評価は法第26条第2項の規定に、「教育に関し学識経験を有する者の知見の
活用を図るものとする」とございます。そこで次の3名の方に点検・評価をお願い
いたしました。

青少年育成くまの町民会議会長で元広島国際学院高等学校校長の荻野次夫様、元民生
委員・主任児童委員の平尾貴子様、そして熊野中学校PTA副会長の植松聖詞様に評
価していただきました。

4 ページをお願いいたします。

教育委員会の活動状況でございますが、まず1、教育長についてですが、林教育長が再任され、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの任期となっております。

2は、令和元年度の教育委員会委員4名の一覧でございます。

3は、教育委員会会議の開催実績でございます。定例会は原則、毎月1日に開会することとし、必要に応じ、臨時会を開催いたします。平成30年度は定例会を12回、臨時会を2回開催しております。議案、報告等については、議案25件、報告協議4件について御審議いただきました。

5 ページ、6 ページでは、教育委員の活動実績について記載しております。

小・中学校を訪問し、学校や先生方の様子をごらんいただき、御意見をいただいたり、各種学校行事へも参加していただきました。また各種研修会等にも出席していただいております。

また、町長と教育委員会の連携を図り、町の教育の課題や目標等を共有するための場である「熊野町総合教育会議」にも出席するなどしていただいております。

続きまして7 ページをお願いいたします。

ここからは、事業ごとの点検・評価シートでございます。

まず、1、ICT機器導入事業でございます。

町内小中学校に、平成29年度から3年間でICT機器を整備する計画の2年目となります。平成30年度は、熊野中学校に電子黒板を、その他の小中学校には、タブレット端末を各10台ずつ整備しました。事業費は機器のリース費用、49万7,000円でした。

平成30年度に配置したタブレット端末については、平成29年度に導入した端末の仕様の見直しを図り、教職員がさらに使いやすい仕様へと変更した端末を導入いたしました。教室に設置されているモニターを利用した活用などを考えておりましたが、利用は限られた先生のみという状況がございました。今後の活用に課題が生まれたという状況でございます。このため、自己評価はCといたしました。

評価委員の意見は14ページから全員の全文を記載しております。この事業についての各委員の評価はC、B、Bで、評価委員による評価はBといたしました。

委員の意見は、教職員が自在に操作できるようになる研修が必要。機器導入が教育現場の活力となり学力向上につながることを期待する。また、日常的に使っている学校

の見学や研修を行い、得意な先生が先頭に立ってレベルアップをと言った意見をいただきました。

委員の意見を受けての改善では、町内小中学校からなる「ICT活用推進協議会」を今年度立ち上げましたので、校内研修を初め、他校、他市町の導入事例の視察、研修等も踏まえ、個々のスキルアップ、活用拡大を目指していくといたしました。

次に、8ページをお願いいたします。

2、学校施設整備事業でございます。

昨年度は、熊野第一小学校東校舎大規模改造工事と熊野東中学校普通教室棟大規模改造工事第Ⅱ期、熊野第一小学校、熊野第二小学校、熊野中学校の屋外階段改修工事、そして熊野第四小学校プール管理棟改修工事を実施いたしました。

事業費は3億1,654万2,000円でした。いずれの工事も無事完了いたしましたことから、自己評価はBとしました。

評価委員の意見は14ページに記載しています。各委員の評価はB、B、Bでございましたので、Bといたしました。

委員の意見は、老朽化した建築物なので、危険箇所が各学校に存在すると思われる。丁寧な調査をし、順次、営繕計画を実行してほしい。また、災害時に避難所として使用されるので、引き続き改修してほしい。改修・改造の必要な所は多数あると思うので、適所の改修をという意見をいただきました。

このような御意見をいただいての改善は、児童・生徒の安全第一を念頭に、計画的な改修を実施していく。さらには、快適な学習環境づくりに向け、空調機器の設置やトイレの洋式化に向けた事業実施を図るといたしました。

続いて、9ページをお願いいたします。

3、学力向上事業でございます。

児童生徒の学力向上につきましては、町内6校が連携して学力向上に努めました。「全国学力・学習状況調査」においては、小学校、中学校ともに、全国及び県平均を上回り、県内トップレベルの成績を修めております。

また、独自に熊野町標準学力調査も実施しております。こちらも全国平均を50点としたときの達成状況を示す標準スコア達成状況において、中学校の数学、英語で50点を若干下回ったものの、大多数の学年、教科で50点を上回っております。

自己評価はBとしました。

評価委員の意見は14ページに記載しておりますが、委員の評価はいずれの委員さんもBと評価していただきました。

意見としては、今後も基礎、基本を重視し、応用力を身につけさせることを目標に。ICT機器を活用し、さらなる学力向上を。児童生徒の落ちつきが学力向上につながっている。継続的取り組みをとった意見をいただきました。

これらの意見をいただきまして、改善では、これまでの取り組みの継続が「今」の結果としてつながっている。今後も問題データベース等を活用しながら、基礎学力の定着を図った上で、応用力を身につける取り組みを実践していくといたしました。

10ページをお願いします。

4、小学校低学年書道科指導事業でございます。

事業内容は、小学校1、2年生、15クラス、398名を対象に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った書道の学習を実施しております。

町費負担の書道科専任講師と学級担任との2名体制で指導を行い、書の作法である正しい姿勢を身につけ、集中力や心の落ちつきを養うとともに、小学校3年生から始まる国語科の毛筆を使った書写の授業への円滑な接続を図ることを目的に実施いたしました。

事業費は528万9,000円でした。

自己評価ですが、児童は正しい姿勢で、落ちついて授業を受けることができおり、その様子から一定の成果が見てとれるものの、アンケートの目標値95%に達していなかったということから、Cといたしました。

評価委員の意見は15ページに記載しております。各委員の評価はB、B、BでしたのでBといたしました。

委員の意見は、子供たちの静かで落ちつきのある心、行動を醸成していく事業であると同時に、伝統産業にふれ、郷土に対する認識と誇りを持たせる絶好の場となる事業であるこの事業を、熊野町の教育の柱の一つとして推進していくべきである。また、字をきれいに書くうれしさといったことも伝えてほしい。教職員の異動もあるので、継続して担任と専任講師の連携をとった御意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、児童生徒の落ちつきは、この低学年書道科の取り組みが結果として出ているものと考えられ、今後も事業を継続していく。また専任講師と担任の連携のもと、学習規律の徹底を図るといたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。

5、くまどく推進事業でございます。

読書を通じ家族のきずなづくりを目的に、町内のゼロ歳児から中学校3年生までを対象に、家庭読書推進活動「くまどく」を実施いたしました。

事業費は20万5,000円でした。

事業内容としては「くまどくノート」を小・中学生を初め、幼稚園、保育園児、乳幼児のいらっしゃる御家庭に配布したり、町広報に「くまどく」実践の記事や推進標語を掲載するなどの啓発を行いました。また「くまどくカレンダー」を250部作成し、啓発に努めました。また町制施行100周年記念事業として「くまのの絵本づくり隊」による絵本製作を行いました。

自己評価はBといたしました。

評価委員の意見は15ページに記載しております。委員の評価は、A、B、Bで、評価はBといたしました。

委員の意見としましては、この事業は全国的にもまれで画期的な事業である。

子供たちの情操教育に多大な貢献をすることは間違いない。国語力を高め、全ての教科の学力向上にも寄与するもので「継続は力なり」で継続してこそ意味を持つ。絵本製作はとてもよい。また未就学児の場合、親の動機づけが大切であるといった意見をいただきました。

これらの意見をいただき、その改善事項として、本を読むことで身につく読解力、国語力は学力向上に寄与するものであり、継続して取り組んでいく。また幼稚園、保育園とも連携した取り組みができるよう実施していく。さらには保護者の協力が必要不可欠であり、さらなるPRを行っていくといたしました。

続いて、12ページをお願いいたします。

6、青少年健全育成事業でございます。

子供たちが安全に、安心して活動できる場として、「土曜くまのっ子教室」を、町民会館を初めとした町立施設において、年間11回開催し、学校や学年を超えての昔遊び体験や料理体験、七夕、クリスマスといった季節行事など、さまざまな体験を通じて、子供たちは社会性や協調性を身につける機会となりました。

延べ参加者は358名で、事業費は32万6,000円でした。

また、「遊びと学びの交流がっこう」は、NPO法人「熊野健康スポーツ振興会」に

委託して実施しております。主に町民体育館を会場とし、平成30年度は8回開催し、学校では学ぶ機会の少ないニュースポーツを体験する機会を提供しました。

延べ参加者150名、事業費は72万円でした。

自己評価はBといたしました。

評価委員の意見は16ページに記載しております。各委員の評価はB、B、Bとお三方ともにBでございましたので、Bといたしました。

委員の意見は、多くのさまざまな立場の人たちの協力やボランティアによって成り立っている。内容的には、多岐にわたり充実してきた。参加する子供たちが一部に偏ったり、参加絶対数がやや少ない分野など、細かな点でアイデアが求められる。参加方法の確立、地域、学校との連携が大切である。子供たちがわくわくするような行事をふやしてほしい。この事業がもっと広まったらいいと思いますといった意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善は、一部の子供たちの参加に偏ったものでなく、より多くの子供たちが参加しやすい内容と参加しやすい日程調整を行うとともに、事業の充実を図りつつ、子供たちの健全育成に努めるといたしました。

最後に、13ページをお願いいたします。

7、人権教育推進事業でございます。

人権意識の醸成と男女共同参画社会の形成を推進するため、各公民館や交流館で、人権学習講座を3回、人権啓発講演会を1回開催し、人権学習講座には70名、人権啓発講演会には260名の参加がありました。

自己評価はBとしました。

評価委員の意見は16ページに記載しています。委員の評価はB、B、Bでございましたので、評価はBといたしました。

委員の意見としましては、人権問題は、幼いころから学校、地域、家庭で粘り強く教育していかなければならない。学校教育のみならず大人たちの意識の持ち方が大切で、当該事業により、住民の意識も少しずつ変化してきている。粘り強く投げかけを。幼いころから人間関係を学ばせることは大事なこと。また、子供たちにも人権意識向上を図ることが大切といった意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善は、人権意識向上のため、各種講座や講演会を開催するなどの取り組みや、幼稚園、保育園、学校、家庭、地域での教育を通じ、子供も大人も学

び身につけることができる事業となるよう、今後も継続していくといたしました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） ICT機器導入事業7ページの達成事項3についてなのですが、タブレット端末50台と電子黒板ということで50万円弱の費用ということで、決して高くないのかスペックを見る前に言うのは何ですけれども、高くないのかなと思うところはありますが、各小学校さんに対して生徒数が正直、倍半分の開き以上があると考えられると思うのですが、それに対して一律10台という配布方法というのはちょっと非効率といいたいでしょうか、工夫がいま一步足りないのではないかというふうに思うのですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） ICT機器導入事業でございますが、3か年をかけて各学校に整備をしております。平成29年度から令和元年度、今年度までの事業です。

各学校にタブレット端末、平成30年度に10台ずつ購入しております。平成29年度にも10台、熊野第二小学校を除く学校に10台ずつということで、今計20台。熊野第二小学校と熊野中学校を除いて20台ずつ整備をしております。

今年度の予定としまして、熊野中学校にタブレット端末を10台ということで、熊野中学校もトータル20台。熊野第二小学校につきましては、児童数も考えまして5台整備する予定でございます。令和元年度、今年度におきましては、ほかの学校、熊野中学校、熊野第二小学校を除く学校につきましては、電子黒板のほうをそれぞれ1台ずつ整備するような計画をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

民法議員。

〇11番（民法） 10ページの低学年書道科のことなのですが、ここの課題や問題点で  
ございますが、現在書道科専任講師と臨時職員1人による依存する体制ではとても不  
安定であると思います。この専任講師を常勤職員とするか、また複数体制をして安定  
させる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 議員御指摘のとおり、専任講師1名でございます。授業自体は、  
専任講師と担任の2名体制で授業のほうを進めております。指摘事項を受けての改善  
事項というところで、専任講師と担任との連携というところで、担任、一般の教職員  
についても、この低学年書道を学んでいただきながら実施しております。

その連携の中で、担任のレベルを上げていくというような方向で、今授業を進めてお  
るような状況でございます。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 民法議員。

〇11番（民法） それは担任の先生が異動もあると書いてあるのですが、やっぱり書道  
を基本的に習われた担任の先生というのが常につくわけではないではないですか、い  
つも。そういったところから、やはり書道を経験された先生とか専任講師というのを  
常に連携してやるというのは、どんなものかなと思うのですが、そこらはどうでしょ  
うか。

〇議長（大瀬戸） 横山教育部長。

〇教育部長（横山） 御指摘のとおり、やはり大切なのはその専任講師の力というのも必  
要になってこようかと思えます。

今現在、低学年書道科の専任講師は1名ということでございます。これが長きにわた

って続いてきているという状況の中で、やはり今後その専任講師をいかに育成していくか、あるいは1名のみならず複数の低学年書道科ができる専任講師、そういった者を育成していく必要があるか、そのあたりは今後検討していかなければいけない課題だというふうに思っております。

また、担任の先生のほうでございますが、こちらもやはり書道の力を一気につけるというのは大変難しいことございまして、また、いつ自分が低学年の担任になるかわからないという状況でございますので、毎年必ず書道科のその低学年書道科の先生に研修を行っていただいております。

やはり、先生方もそういう低学年書道、いつ自分が低学年の担任になるかわからないという意識を持ちながら、なおかつその低学年書道科から3年生から始まる国語科の書写の授業につながるよにということで、そのあたりを担任の先生もしっかり意識をしていただかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 済みません。低学年書道科の関係で伺うのですが、前もちょっと聞いたと思うのですがけれども、年間1学級15時間ということで、これを月に直すと1.5時間くらいですか。1、2ぐらいのものなのですがけれども、月1時間なりというのはちょっと十分ではないような気もするのですがけれども、時間数をふやすとかそういう方向で考えたほうがいいのかとか、そういった意見というのはありませんでしたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） この点につきましては、確かにいろいろな意味で書道、そしてあるいは学習規律という点から考えますと、授業数をふやしたらいいのではないかという考えも私も非常に理解できます。

ただし、学習指導要領の中には低学年書道はございません。そして、とりわけ今教員

の働き方改革ということで学習指導要領にはないことを、言葉は悪いのですがやって  
いただいておりますという現実の中で、このふやすという点につきましては、非常に課題  
があるのではなからうかというように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 確か、教育特区のようなものをつくれればできたような気もするよ  
うな気もするのですけれども、熊野町の書道におきましては、ちょっと私は安芸郡4町  
の児童作品展ということで安芸郡4町の子供たちの書道というのを見ておきまして、  
熊野町の子供たちの書道レベルというのは他の市町に比べて比較にならないぐらい  
高いというものもあります。

こういったことも踏まえまして、もう少し積極的な導入というのも考えていただけ  
らと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） ありがとうございます。

この点につきましては、そもそも平成22年からの導入でございますが、導入される  
際にも非常に特区についていろいろな全国で沖縄県、あるいは静岡県等々行かれて研  
究をなさったようでございます。そのほか、現在では愛知県の春日市というところも  
やられているようですが、沖縄県は特区をなくされたようでございます。

そういった意味で、今後、今言われるように熊野町の特色という意味で今後、前提を  
踏まえながら研究していく必要があるというように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） この事業を評価すべきところが多々あるように私は評価しておりますが、自己評価においてのこのCというのは、謙虚なのかどこに自信がなくてこういう自己評価をされたのか、ちょっと御説明いただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） まず、ICT整備事業、こちら自己評価はCといたしております。こちらにつきましては、平成29年度にタブレット端末、電子黒板を導入させていただきました。それで活用を図っていこうということでございました。

それが、やはり実際のところは一部の先生しか使われていないという状況の中で、昨年度ほかの先生方がいかにして使っていただけるのか。学力をつけるために、よりわかりやすい授業をするために、どうすればそのICT機器を使ってもらえるのかということを検討した結果、タブレット端末の使用をパソコンと同じような形でワードとかパワーポイントといったものが使えるような仕様に変えました。

これは、学校とも協議をしてそのように仕様変更を行ったものでございますが、そうした中でもまだICT機器の活用というのが、多くの先生方が利用されていないといったような状況にございましたので、これはやはりまだまだ自分たちもいかにして、その先生方が使っていくのかというのを考えていかなければいけないという状況が実状でございます。

そうした意味でICT機器整備事業につきましては、Cという期待以下という評価をさせていただきました。

また、低学年書道科のほうも自己評価のほうはCというふうにしております。こちらにつきましては、達成事項のところをごらんになっていただきますと、目標値、一番右のところは95%という数値を掲げております。

これは実は、今までの成果の中で平成28年度、96%といったような高い数値が出ております。こちらを鑑みて、目標値を95%という高い数値を示したわけですが、実際のところ、このアンケートと申しますのは、子供たちの自分の思いでの結果ということでございます。そうした中で、やはり95%というのは目標数値自体が非常に高過ぎるのではなかろうかということも考えているところでございます。

先ほど申しましたように、この低学年書道科によって子供たちはやはり落ちつきをも

って、そして集中して授業に取り組めるという姿勢はどここの小学校に行っても見てとれるところだと思います。そうした意味から、この目標値につきましては、今後さらに検討していく必要があるのではなかろうかと。

ただし、今年度の目標値につきましては、95%という数値を示した以上は、この数値に達していないということでCという評価とさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 教育委員会事務の点検ということで、7項目について評価をされて、一部でもって全体を評価するということがありますけれども、私は例えば、外部に委託しておる関係の、例えばスポーツの関係であるとかいったような関係の評価も重要なのではないかなというふうに思います。

ある程度、昔言ったことがあるのですが、言葉は悪いのですが、ハネ任せといたらおかしいのですが、委託した以上、やっぱりそれをある程度任せることが大事なのですけれども、しかし教育委員会としてのやっぱり管理、コントロールが要るのではないかなということは前も申し上げたのですけれども、そのあたりのやはり評価というのは、私はやるべきではないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 榎並生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（榎並） NPOとうちの教育委員会とのかかわりでございますけれども、実際に平成17年からNPOに指定管理として、あそこを委託しております。その中で、事業の全般的なことも委託事業としてあちらのほうからスポーツ推進にかかわる事業を開催をしていただいているのですけれども、常時、毎月1回は必ずあちらの館長並びに職員を呼びまして、連絡調整会議という形で日々の状況等を把握しながら運営をしていただくような形。また、うちのほうからも指導するような形でかかわりをさせていただきながら、町を挙げて生涯スポーツというものを考えていくという形の考えで進めております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） そういう進め方で私は以前お願いをして、そういう形になっておると聞いておるのですけれども、やはりそういう中でその結果です。やっぱり評価ということは必要なのではないかなというように私は思います。

それはNPOとの契約事項の中であることかも知れませんが、しかし町民の関心も非常に高いものがありますから、やはりそういったことについても、ある程度この評価というのは必要になってくるというように私は思っております。

検討できる余地があれば、これもまた含めて教育委員会事務の中の重要なことだと思いますから、ひとつよろしくお願ひしたいというように思います。

〇議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それでは、教育委員会事務点検・評価報告については、教育委員会の事務事業について、今後も適正な管理とその評価を行い、各事業の改善に努めていただくよう要望し、まとめとしたいと思います。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。

ありがとうございました。

ここで、先ほどの東部地域防災センターの説明に、一部誤りがあったということですので訂正したいという旨が申し出がございました。

宗條総務部長。

〇総務部長（宗條） 協議案件3件目の東部地域防災センターの説明の中に誤りがございました。申しわけございませんでした。

荒滝議員の質問への答弁の中で、この東部地域防災センターに係る特定財源について、都市防災事業で建築費2分の1補助、用地3分の1補助と説明をさせていただきましたが、用地につきましても2分の1補助でございました。おわびして訂正をさせてい

ただきます。申しわけございませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

（休憩 1 1 時 3 4 分）

（再開 1 1 時 4 1 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより後は、議会の協議事項に移りたいと思います。

協議案件 「議員の派遣について」協議したいと思います。事務局長から説明をさせます。

事務局長。

~~~~~○~~~~~

○事務局長（西村） 済みません。それでは私の方から、お手元の「議員の派遣について」によりまして、御説明をさせていただきます。

まず、派遣の内容としまして、1の議員研修と、2の視察研修により、10月16日から18日までの3日間をもって案とさせていただきます。

まず、1の議員研修でございますが、全国議長会様から御講演をいただこうと思っております。初日の午後、東京へ到着後、全国議員会館で研修を受けたいと考えております。

講義の内容といたしましては、現時点におきまして、地方議会を取り巻く現状と課題ほかとしております。今後、講師の先生との打ち合わせをやりまして、若干、題名等が変更される場合があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。また、この講義におきまして、今回、新しく議員になられた方もおられるということもございまして、この時間の中で一般質問のあり方等についても御教示いただきたい旨、先日口頭のほうで御相談をさせていただきます。ベテランの議員さんにおかれましては、再確認ということで御了解いただければと思っております。

続いて、2の視察研修でございますが、国土交通省所管の国土技術政策総合研究所、通称国総研、そこへ伺う案を入れております。国総研でございますが、国土交通省が

所管する事業において、調査、試験、研究、開発などを行うことを目的に設置された社会資本整備に関する唯一の研究機関でございまして、昨年、土砂災害の際、本町におきましても調査に来られておりますが、ここで、午前中、土砂災害の発生のメカニズム等として研修、御講演をいただき、そして、午後から施設を拝見させていただこうというような案でございます。

茨城県つくば市ということで、東京からの移動を含めまして2日目の日程としております。

続いて、3日目は、国会の視察を入れさせていただいております。

今回、以上のような案によりまして、余りタイトなスケジュールとならないような案としております。

なお、この議員の研修につきましては、会議規則第127条の規定によりまして議決が必要となります。この案でよいというものでございましたら、9月の定例会で挙げさせていただこうと思っております。

以上、ざっとでございますが、説明とさせていただきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 説明が終わりましたが、この件について質疑並びに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） いいですか。それでは、議員の派遣につきましては、以上のとおりとしたいと考えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、議員の派遣については準備を進めさせていただきたいと思っております。

なお、準備の都合上、参加の回答を9月10日までに事務局に申し出てください。また、定例会では、ただいまの内容で、議員派遣の議決をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 続きまして、その他ですが、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないですか。

(「はい」の声あり)

○議長（大瀬戸） それでは、以上をもちまして、全員協議会は終了といたします。

(閉会 11時45分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長